

いじめ防止対策推進計画



新潟市立小針小学校

(H30年度改訂版)

はじめに

いじめは、児童の心や身体を傷つけます。教育を受ける権利や、人間としての生きる権利を傷つけます。命が危険になることさえもあります。

小針小学校では、いじめの防止・いじめの早期発見・早期対応を、児童・教職員・学校関係者・保護者・地域が一丸となって取り組むべき重要な課題と受け止めています。

いじめをなくすため、まず日ごろから、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努めていきます。

また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図り、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていきます。



いじめ

いじめ防止対策推進法によると

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

とあります。

つまり、いじめとは、児童が、他の児童を心理的、物理的に攻撃することで、いじめられている児童の心や体が傷ついたり、苦しんだりすることです。インターネットいじめも、いじめです。

（「みんな、このていどやられても平気だよ」は、言い訳になりません。その子が傷つけば、いじめです。）

（「ちょっといたずらしただけ」「わたしだけじゃない」「みんなでふざけただけ」ということは許されません。いじめです。）

みんなが「いじめをしない、させない」という気持ちをもって生活していくこ

いじめストップ



とができるなら、みんなが安心して生活でき、学校の中でも外でも、協力し合って、明るく生活していくことができるのです。

ですから、この法律の「第4条」では、「いじめを行ってははいけません」と明確に規定されています。

いじめ防止対策

学校生活の中での、児童同士のトラブルは、児童の成長過程の中で日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然防止を図ることが何よりも重要です。

小針小学校では、「いじめなどの問題が発生しにくい学校風土をつくること」（未然防止）に力を入れていきます。

I 道徳教育等の充実

道徳教育は、「学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと」を目標としています。また、道徳の授業では「……各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する」ことがねらいです。

小針小学校では、以下の点を重点として道徳教育に取り組んでいきます。

○自己を見つめ、よりよく生きるために進んで取り組もうとする心と態度を身に付ける。

○めあてに向かって進んで取り組み、最後まで粘り強くやり遂げる態度を養う。

○いじめや差別を許さず、自他を尊重する心を育てる。

○規範意識を育てる。

年
月
日
～
日

話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決も図っていきます。いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて児童間で話し合います。話し合いが有効に行われるようコミュニケーションを活性化します。そのため、SEL（社会性と情動の学習）等の社会性を育てるプログラムを活用します。



Ⅱ-2 学校行事

小針小学校は、地域と協働した学校行事が数多くあります。この行事に、児童が主体的に参加することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られます。学校行事を通じて一人一人の児童が成長していけるよう行事を企画し、実施します。



Ⅱ-3 児童会活動

児童が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を進めます。児童会による「〇〇宣言」「いじめ防止アピール」など児童の話し合いの中から活動を考え進めていきます。



Ⅲ 早期発見のための方策



いじめは、「どの児童にも、いつでも起こり得る」ものであることを強く認識し、対応していきます。

そのために、小針小学校では、以下のような方策を年間通して実践していきます。

Ⅲ-1 児童の意識・実態調査（※29年度変更）

- 児童の「学校生活アンケート」を年3回行います。

(6・10・1月)

- 児童との面談「教育相談週間～先生と話そうタイム～」を年3回行います。(生活アンケート後)

Ⅲ-2 児童理解と職員研修

- 学期1回、全職員による児童の情報交換会を開き、気になる児童の様子を共有します。



また、全職員が休み時間や清掃指導の時間に「表情のすぐれない児童」「気になる動きや関わりをしている児童」「気になる会話や行動」などがあたら、その場で声をかけ指導します。そして、すぐに生活指導主任、学年主任に報告、さらに校長・教頭への報告を行い組織的に対応していきます。

職員研修では、文部科学省・国立教育政策研究所の資料等を活用して、いじめに関する自己点検を随時行っていきます。



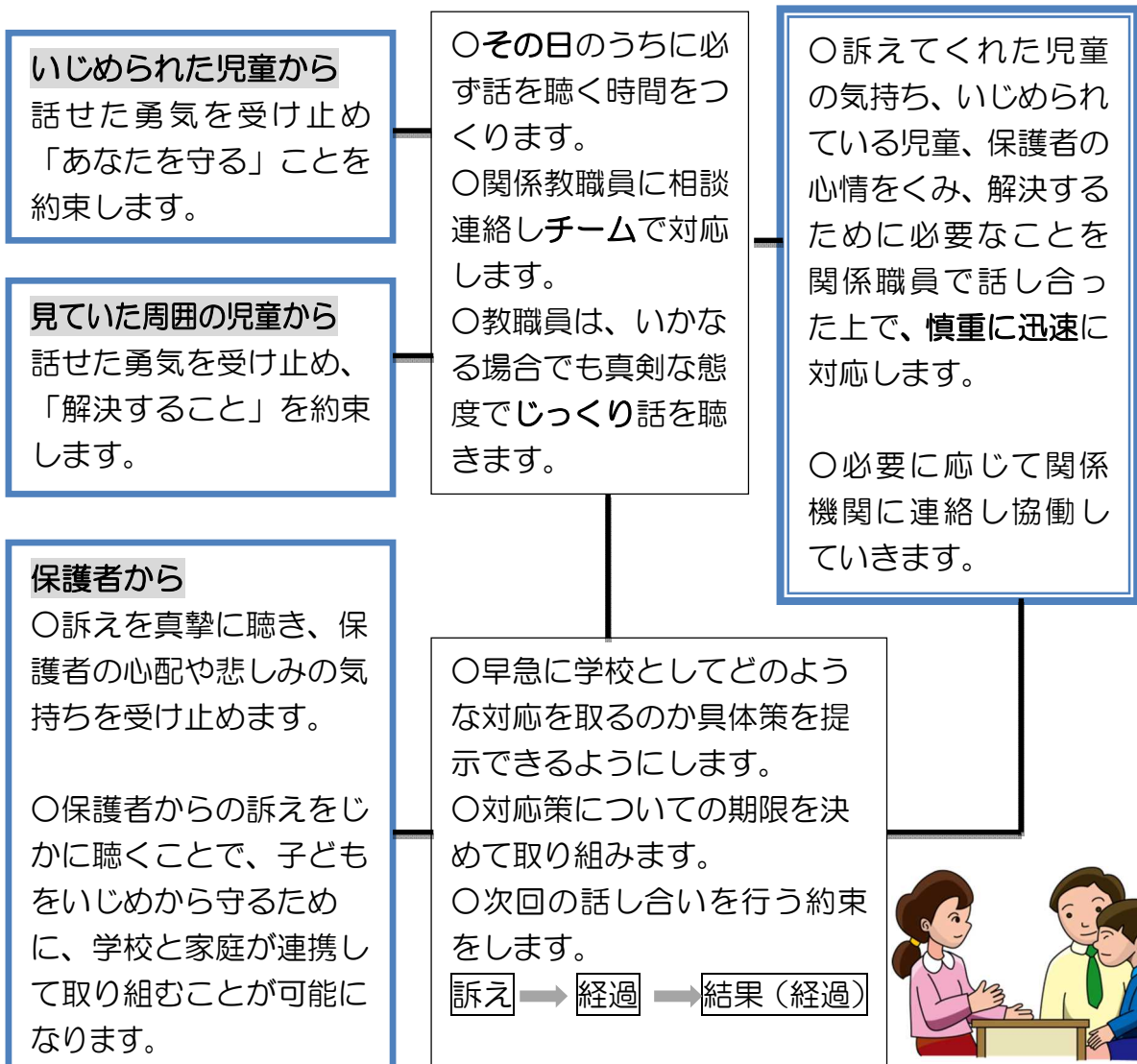
IV 相談体制の整備

IV-1 教育相談（※29年度変更）


- 学級担任は、「教育相談週間～先生と話そうタイム～」
（年3回）に、1対1で全児童との教育相談を実施します。




IV-2 いじめの訴えがあったときの教育相談



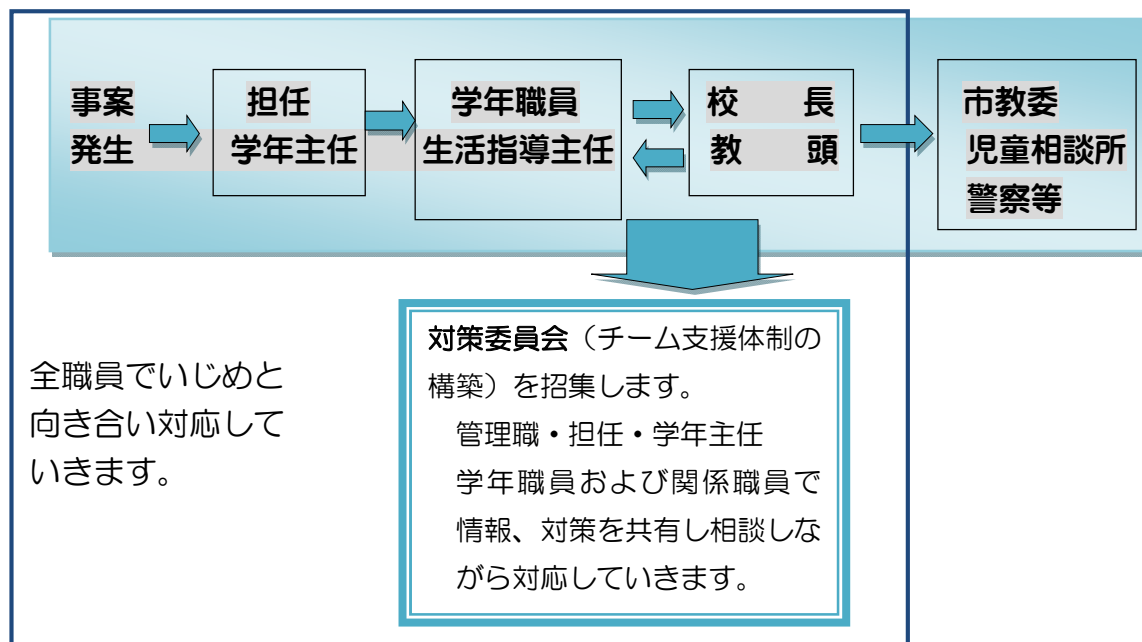
IV-3 いじめが発生した場合の対応例（※30年度追加）

いじめられた児童への対応例	いじめた児童への対応例
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>いじめが発生した場合、すぐに事実を確かめるため周囲の児童からも情報を収集し実態を正確に把握します。</p> </div>	
<p>① 必ず守るといふ学校の姿勢を理解させます。</p> <p>② 担任や養護教諭など誰かが必ず相談相手になること、一人で悩まないことを指導します。</p> <p>③ 児童に共感的に話を聴きます。</p> <p>④ 専門家、外部機関との連携も行っていきます。</p> 	<p>① いじめられた児童の心理的、肉体的苦痛を十分に理解するまで説き、いじめは許されないことを分らせるよう指導します。</p> <p>② 何がいじめなのか、いじめの定義や内容を理解させます。</p> <p>③ いじめた児童の家庭や地域の状況、人間関係など広く児童理解を進めて丁寧に対応します。</p> <p>④ 場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応します。</p>
<p>いじめられた児童の保護者への対応例</p>	<p>いじめた児童の保護者への対応例</p>
<p>① 話合いの機会を早急にもちます。</p> <p>② 学校が把握している事実を伝えると共に今後の指導について話し合います。</p> <p>③ 心理的な負担も考慮し、緊急的な連絡体制を学校と家庭で相談します。</p> <p>④ 学校での面談、家庭訪問を継続的に行い保護者と連携を図っていきます。</p>	<p>① 事実を正確に伝え、いじめられた児童、その保護者の気持ちを理解してもらいます。</p> <p>② いじめは、いかなる理由があっても許されないことを伝えます。</p> <p>③ 学校での面談、家庭訪問を継続的に行い保護者と連携を図っていきます。</p> <p>④ 場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応することを伝えます。</p>

両者に対して、継続的な指導を続けます。互いに理解し合い、よりよい関係を再構築できるよう全職員が指導に当たります。

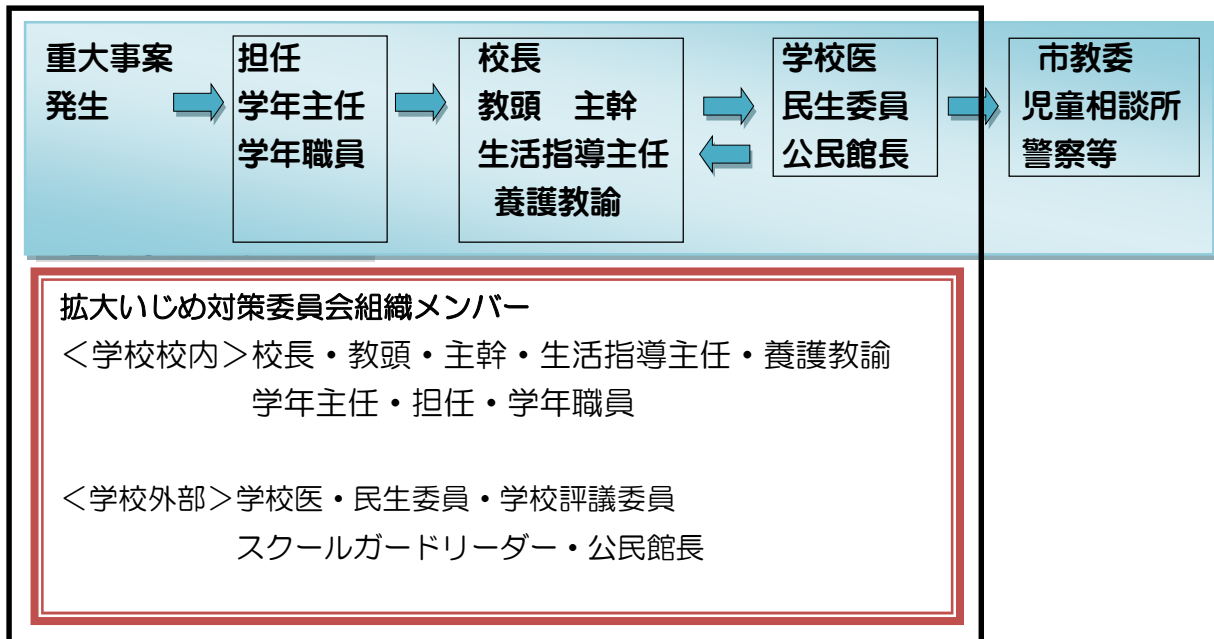
周囲ではやし立てている児童への対応例	見て見ぬふりをしている児童への対応例
<p>① はやし立てる行為は、いじめと同じであることを理解させ、いじめられている児童の心理的・肉体的苦痛を理解させます。</p> <p>② はやし立てる行為を正当化する言動（「見てただけ」「自分だけじゃない」「自分はいじめてない」）は許さず毅然と指導します。</p> <p>③ 専門家、外部機関との連携も行っていきます。</p>	<p>① 見て見ぬふりをするのは、いじめに荷担することにもつながることを理解させるよう指導します。</p> <p>② 今後は、望ましい人間関係をつくっていけるよう互いの個性を尊重し、正しいことを正しいと言える勇気をもつよう繰り返し指導します。</p> 

IV-4 いじめを認知した場合の指導体制（※30年度変更）



いじめが発生した場合、全職員が当事者意識をもち指導していきます。また、迅速な対応をしていくため、即刻対応チームを組織します。

IV-5 重大事態のいじめを認知した場合の指導体制（※29年度変更）



重大事態のいじめ事案が発生した場合には、外部委員を加えた臨時の会議を即時開催し、問題解決の方針や対応について協議し、市教委等と連携を取り、対処します。

<重大事態の例>

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間欠席（30日程度）を余儀なくされる場合

V 事後の見守り（※30年度追加）

- 一定の解消後も3か月は、対象児童・集団の見守りを行い、生活指導主任、管理職に報告します。
- 進級・進学時に確実に引き継ぎを行います。

VI インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

VI-1 「ネット上のいじめ」とは

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコン、あるいはインターネットにつながるゲーム機を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。

このような「ネット上のいじめ」は、訴えがないと把握が困難です。小針小学校では、こうした「ネット上のいじめ」の特徴を理解し、児童・保護者・地域や関係諸機関等からの情報を真摯に受け止め、「ネット上のいじめ」の防止、早期発見・早期対応に努めていきます。



VI-2 「ネット上のいじめ」への対応



掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童へのケアを行うとともに、教育委員会・警察等関係諸機関と連携し被害の拡大を防ぐ取組を迅速に進めます。

VI-3 「ネット上のいじめ」の発生防止（※29年度変更）

児童に、インターネット等の利用に当たり、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を計画的に行っていきます。

また、匿名であっても重大事案については関係諸機関と連携をとることにより、明白になっていくこともあることを示していきます。

「ネット上のいじめ」を含むトラブル防止のため、中学年以上は、年に1回以上、情報モラルの学習を行います。

Ⅶ 啓発活動と保護者・地域との連携



小針小学校では、いじめへの対処方針、指導計画等の情報については、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるように努めます。

学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図っていきます。

また、実際にいじめが生じた際には、個人情報取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を得るよう努めていきます。事実を隠蔽するような対応は許されないことを職員で共有しています。



Ⅷ いじめは決して許しません

いじめは決して許されないことであり、児童にとって安全・安心であるべき学校であってはならないことです。

小針小学校はこれまでも、いじめの生じない学校を目指し取り組んできました。しかし、いじめが全くなかったわけではありません。これまでのいじめ問題の教訓を生かしつつ、一人一人の児童の健全な成長のために取り組んでいきます。

小針小学校の児童がこれまで通り、心豊かで地域を愛する「ふるさと小針」の心をもった子として、社会に羽ばたいていけるよう全職員で取り組んでいきます。

